

# 地域管理経営計画の概要 湖北森林計画区（滋賀県）

## 1 森林計画区の概況

国有林野面積は10,239haであり、福井県境及び岐阜県境付近に比較的大きな団地が所在するほか、琵琶湖周辺に小面積の団地が点在しています。



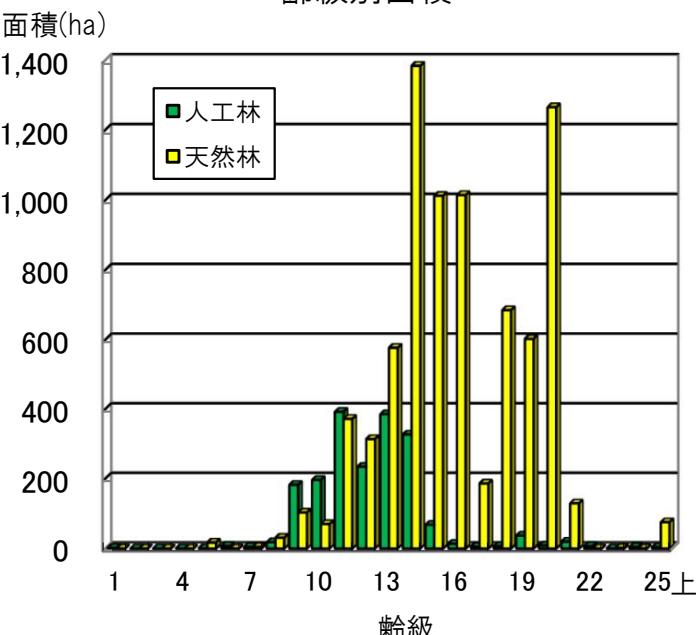
計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は5%、森林面積に占める割合は10%となっています。国有林野のうち79%が水源かん養保安林に指定されており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。

国有林野面積（林地）の80%を天然林が占めており、北部に位置する上谷山国有林に保護林や緑の回廊を設定し、森林生態系の保護・保全を図っています。また、東部に位置する奥伊吹国有林は立地条件が良く、スキー・ハイキングなど森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されています。

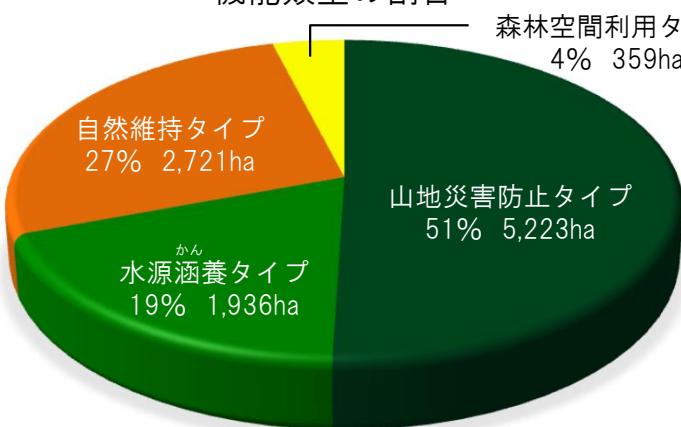
### 森林計画区内における森林面積の割合

国有林野	10%	森林面積	105,325ha
森林率	52%	総土地面積	201,650ha

### 齢級別面積



### 機能類型の割合



注1 各データは令和6年現在。

2 四捨五入等により内訳と合計が合わない場合がある。

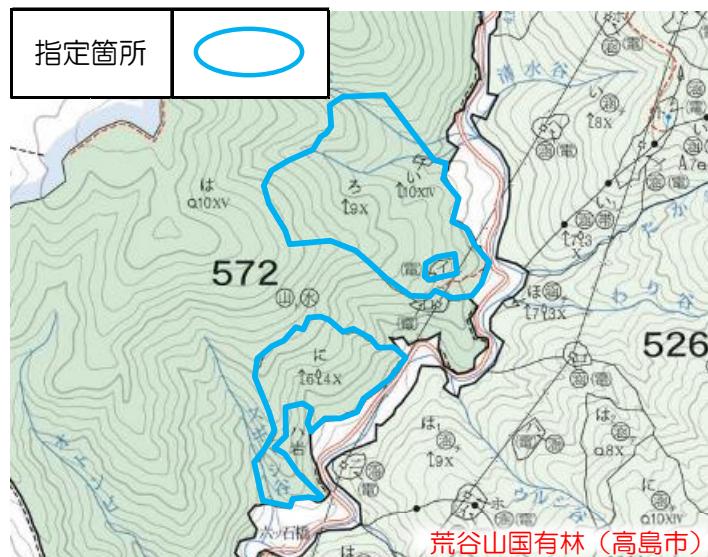
3 齢級とは、5年をひとくくりにし、林齢1~5年生を1齢級、6~10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く。

## 2 計画策定にあたってのポイント

### (1) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定

山地災害の発生により人命・施設への被害のおそれがあると認められ、かつ、急傾斜地にある又は地形等から森林作業道等の作設が不適切であることが明らかな森林については、「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林」として計画区内で64.48haを指定し、搬出の方法は原則として架線集材によることとします。

【森林の土地の保全のため搬出方法を特定する必要のある森林として指定した代表的な国有林】



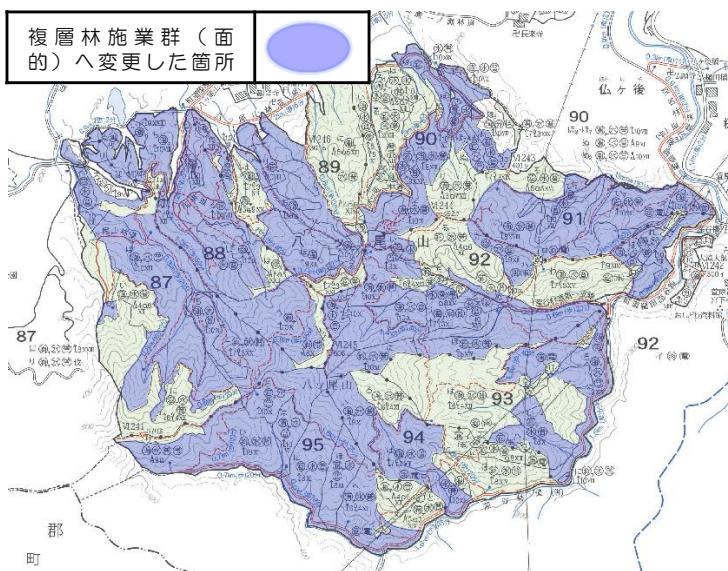
### (2) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた施業群の変更

森林・林業基本計画において、急傾斜地や林地生産力の低い森林のうち、公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林については、帯状等の伐採と植栽による確実な更新より育成複層林へと誘導することとされています。

このため、水源涵養タイプの人工林のうち一定の条件に見合うものについては、育成複層林へ誘導する施業を行う「複層林施業群（面的）」へ変更しました。

施業群	新計画(ha)	現計画(ha)	現計画比(ha)	変更前の施業群
複層林施業群（面的）	275.51	—	+275.51	長伐期施業群

【複層林施業群（面的）へ変更した国有林】



### 3 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

#### (1) 主要事業量（令和7年度～令和11年度：5か年）

森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、389ha（4.0万m<sup>3</sup>）の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めます。

また、21ha（0.5万m<sup>3</sup>）の主伐を実施します。

事業区分		新計画	現計画	増減事由
伐採総量	主伐	21ha (5,401m <sup>3</sup> )	—	複層林誘導のための伐採指定の増
	間伐	389ha (39,711m <sup>3</sup> )	406ha (40,410m <sup>3</sup> )	間伐対象林分の減
更新総量	人工造林	18.68ha	1.97ha	主伐の増加に伴う増
	天然更新	—	—	—
保育総量	下刈	41.08ha	5.91ha	人工造林の増加に伴う増
	除伐	1.97ha	—	対象箇所増加に伴う増
林道事業	開設	—	—	—
	改良	51m	145m	修繕箇所の減少に伴う減
治山事業	保全施設	7箇所	26箇所	荒廃地等復旧対象箇所の減少に伴う減
	保安林の整備	242.65ha	144.60ha	整備対象森林の増加に伴う増

注1 主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。

2 間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。

3 更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。

4 除伐とは、育てようとする樹木の生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

#### (2) 治山事業

治山事業は、民有林治山事業と連携し、自然環境の保全への配慮や木材利用、コスト縮減等に努めながら、荒廃地の整備、災害復旧、保安林の整備等を計画的に実施します。

本計画区では、豪雨等により荒廃した山地において、荒廃溪流への治山ダムの施工などを行うとともに、山腹崩壊箇所の復旧工事を引き続き計画しています。

【荒廃した溪流に施工した溪間工】



河内山国有林（高島市）

【木材を利用して施工した溪間工】



杉山国有林（高島市）

## 4 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 保護林

本計画区には、地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理する「生物群集保護林」を1箇所、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理する「希少個体群保護林」を1箇所設定しており、モニタリングや巡視を通じて厳格に保護・管理しています。

【保護林内のブナ林】



【保護林からの眺望とキンコウカ】



山田山国有林（高島市）

名 称	面 積 (ha)	特 徴	国有林名 (市町村)
上谷山生物群集保護林（保存地区）	573.74	日本海型ブナ林の南限付近に位置し、海拔500mからブナ・ミズナラが優占的かつ広範囲に分布するブナミズナラ群落の保護	上谷山 (長浜市)
三国山湿原植物希少個体群保護林	30.86	この地域が生育の西限となる希少な湿原植物群落の保護（キンコウカ外）	山田山 (高島市)

### (2) ニホンジカ等の被害対策

【協定者等と囲いわなを設置する様子】

本計画区では、ニホンジカの生息密度が高く、シカによる植栽木や下層植生の食害が発生していることから、防護柵設置等の被害対策や囲いわなによる捕獲等を行います。

また、米原市及び米原市鳥獣被害防止対策協議会とシカ被害対策推進協定を締結し、国有林並びに隣接する民有林において、連携して被害対策に取り組みます。



奥伊吹国有林（米原市）

## 5 国有林野の活用に関する事項

### 公衆の保健のための活用の推進

自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供します。

本計画区では、奥伊吹野外スポーツ地域を1箇所設定しており、スキーやハイキング等の場として多くの人々に利用されています。

【隣接民有地と一体となったスキー場の利用風景】



奥伊吹国有林（米原市）

種 類	名 称	国有林名（市町村）	面 積(ha)
野外スポーツ地域	奥伊吹野外スポーツ地域	奥伊吹（米原市）	316.43